

定 款

改 定 年 月 日	昭和61年11月 1 日
	昭和62年 5 年25日
	昭和63年 6 月24日
	平成 5 年 6 月18日
	平成 5 年 8 月10日
	平成 6 年 6 月21日
	平成 7 年 6 月22日
	平成 8 年 6 月24日
	平成 9 年 6 月30日
	平成10年 6 月26日
	平成14年 6 月21日
	平成15年 6 月20日
	平成17年 4 月27日
	平成18年 6 月23日
	平成21年 6 月26日
	平成27年 6 月26日
	令和 4 年 6 月24日

株式会社 ヌタ力技研

第 1 章 総 則

第 1 条 (商 号)

当会社は、株式会社ユタカ技研と称し、英文では、YUTAKA GIKEN CO., LTD. と表示する。

第 2 条 (目 的)

当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 自動車及び自動車部品の製造、販売及び修理
2. 金属、非鉄金属及び樹脂のプレス加工、熔接加工、機械加工及び表面処理加工並びにその部品の製造及び販売
3. 農機具、輸送用機器及び原動機並びにその部品の製造、加工、販売及び修理
4. 工作機械及び自動機械器具の製造、販売及び修理
5. キャンプ用品、スポーツ用品の製造、加工、販売及び修理、並びに日用品雑貨の販売
6. 前各号に関連する技術の供与及び前各号の装置、機械並びに用品の製造、加工、販売、修理及び輸出入
7. 前各号に関する一切の業務及び投資

第 3 条 (本店の所在地)

当会社は、本店を静岡県浜松市に置く。

第 4 条 (公告の方法)

当会社の公告は、電子公告により行う。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載してこれを行う。

第 2 章 株 式

第 5 条 (発行可能株式総数)

当会社の発行可能株式総数は、52,480,000株とする。

第 6 条 (自己の株式の取得)

当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

第 7 条 (単元株式数)

当会社の単元株式数は、100株とする。

第 8 条 (単元未満株主の権利制限)

当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

2. 取得請求権付株式の取得を請求する権利
3. 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

第9条（株主名簿管理人）

当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。

第10条（株式取扱規則）

株主名簿および新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第11条（基準日）

当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者としてすることができる。

第3章 株 主 総 会

第12条（招集の時期）

定時株主総会は、毎年6月に招集する。

- 2 前項のほか、必要がある場合は臨時株主総会を招集する。

第13条（招集権者及び議長）

株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

- 2 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。

第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第15条（議決権の代理行使）

株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

- 2 前項の場合には、株主又は代理人は、代理権を証明する書面を、株主総会毎に当会社に提出しなければならない。

第16条（決 議）

株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第17条（議事録）

株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。

第4章

取締役及び取締役会

第18条（取締役会の設置）

当会社は取締役会を置く。

第19条（員 数）

当会社の取締役は15名以内とする。

第20条（選 任）

取締役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

第21条（任 期）

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時に満了する。

第22条（役付取締役）

取締役会は、その決議によって取締役の中から取締役社長 1 名を選定し、取締役副社長、専務取締役、常務取締役を各若干名選定することができる。

2 取締役社長は、会社を代表する。

3 前項のほか、取締役会は、その決議によって、会社を代表する取締役を選定することができる。

第23条（取締役会招集の通知）

取締役会の招集の通知は、会日の 3 日前までに、各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないでこれを開くことができる。

第24条（取締役会の決議の省略）

当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。但し、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

第25条（取締役会規則）

取締役会に関する事項は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会において定める取締役会規則による。

第26条（取締役の報酬等）

取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第27条（取締役の責任免除等）

当会社は、会社法第426条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第 1 項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

2 当会社は、会社法第427条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、会社法第423条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

第 5 章

監査役及び監査役会

第28条（監査役及び監査役会の設置）

当会社は監査役及び監査役会を置く。

第29条（員 数）

当会社の監査役は、5名以内とする。

第30条（選 任）

監査役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第31条（任 期）

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時に満了する。

- 2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第32条（監査役会招集の通知）

監査役会の招集の通知は、会日の3日前までに、各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないでこれを開くことができる。

第33条（監査役会規則）

監査役会に関する事項は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、監査役会において定める監査役会規則による。

第34条（監査役の報酬等）

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第35条（監査役の責任免除等）

当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

- 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

第6章

会計監査人

第36条（会計監査人の設置）

当会社は会計監査人を置く。

第37条（選 任）

会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

第38条（任 期）

会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第39条（会計監査人の報酬等）

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第 7 章 計 算

第40条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第41条（期末配当金）

当会社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

第42条（中間配当金）

当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

第43条（期末配当金等の除斥期間）

期末配当金及び中間配当金が、その支払い開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社は、その支払いの義務を免れる。

- 2 未払いの期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。

附則

第1条（株主総会資料の電子提供に関する経過措置）

現行定款第14条の削除および変更定款第14条の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条但書に規定する施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第14条はなお効力を有する。
- 3 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。